

秋田市公告

予防接種法（昭和23年法律第68号）第5条第1項の規定に基づき実施するジフテリア、百日せき、急性灰白髄炎、破傷風、H i b感染症、麻しん、風しん、日本脳炎、結核、小児の肺炎球菌感染症、ヒトパピローマウイルス感染症、水痘、B型肝炎、ロタウイルス感染症、高齢者の肺炎球菌感染症、インフルエンザ、新型コロナウイルス感染症および帯状疱疹の定期接種について、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第5条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和7年5月26日

秋田市長 沼 谷 純

1 予防接種の種類、対象者の範囲および接種の方法と回数

予防接種の種類	対象者の範囲	接種の方法と回数
ジフテリア 百日せき 急性灰白髄炎 破傷風 H i b 感染症 第1期	生後2月から生後90 月に至るまでの間に ある者	(1) ジフテリア、百日せき、急性灰 白髄炎、破傷風およびH i b 感染 症について同時に行う第1期の予 防接種は、沈降精製百日せきジフ テリア破傷風不活化ポリオヘモフ ィルスb型混合ワクチン（五種混 合ワクチン）を使用し、初回接種 については20日以上の間隔をおい て3回、追加接種については初回 接種終了後6月以上の間隔をおい て1回、それぞれ皮下接種又は筋 肉内注射により行うものとし、接 種量は毎回0.5ミリリットルとす る。

		(2) ジフテリア、百日せき、破傷風および急性灰白髄炎について同時に行う第1期の予防接種は、五種混合ワクチン又は沈降精製百日せきジフテリア破傷風不活化ポリオ混合ワクチン（四種混合ワクチン）を使用し、20日以上の間隔をおいて3回、追加接種については初回接種終了後6月以上の間隔をおいて1回、それぞれ皮下に注射するものとし、接種量は毎回0.5ミリリットルとする。 (3) Hib感染症の予防接種は(1)と同じ接種方法および回数とする。
ジフテリア 破傷風 第2期	11歳以上13歳未満の者	沈降ジフテリア破傷風混合トキソイドを1回皮下に注射するものとし、接種量は0.1ミリリットルとする。
麻しん 風しん 第1期	生後12月から生後24月に至るまでの間にある者	乾燥弱毒生麻しん風しん混合ワクチン又は乾燥弱毒生麻しんワクチンもしくは乾燥弱毒生風しんワクチンを1回皮下に注射するものとし、接種量は0.5ミリリットルとする。
麻しん 風しん 第2期	5歳以上7歳未満の者（小学校就学の始期に達する日の1年前の日から当該始期に達する日の前日までの間にある者）	乾燥弱毒生麻しん風しん混合ワクチン又は乾燥弱毒生麻しんワクチンもしくは乾燥弱毒生風しんワクチンを1回皮下に注射するものとし、接種量は0.5ミリリットルとする。

日本脳炎 第 1 期	生後 6 月から生後 90 月 に至るまでの間に ある者	乾燥細胞培養日本脳炎ワクチン を、初回接種については 6 日以上 の間隔をおいて 2 回接種し、追加接種 については 2 回目の接種終了後 6 月 以上の間隔をおいて 1 回皮下に注射 する。接種量は毎回 0.5 ミリリット ルとする（3 歳未満の者にあつて は、接種量を 0.25 ミリリットルとす る。）。
日本脳炎 第 2 期	9 歳以上 13 歳未満の 者	乾燥細胞培養日本脳炎ワクチンを 1 回皮下に注射するものとし、接種 量は 0.5 ミリリットルとする。
結核 （ B C G ）	1 歳に至るまでの間 にある者	経皮接種用乾燥 B C G ワクチンを 上腕外側の中央部に滴下し、管針法 により 1 回行うものとし、2 箇所接種 とする。
小児の肺炎球 菌感染症	生後 2 月から生後 60 月 に至るまでの間に ある者	(1) 生後 2 月から生後 7 月に至るま でに接種開始する場合（標準的接 種方法） ア 初回接種は、標準的には生後 12 月までに 27 日以上の間隔で 3 回接種。ただし、初回 2 回目、 3 回目の接種は生後 24 月に至る までに行うこととし、それを超 えた場合は行わないこと。ま た、初回 2 回目の接種は生後 12 月に至るまでに行うこととし、 超えた場合は初回 3 回目の接種 は行わないこと（追加接種は実 施可能）。

イ 追加接種は初回接種終了後60日以上の間隔をおいて、生後12月に至った日以降に1回接種。標準的には生後15月に至るまでの間に行う。

ウ アおよびイの接種回数は、計4回までとする。

(2) 生後7月に至った日の翌日から生後12月に至るまでに接種開始する場合

ア 初回接種は、標準的には生後12月までに27日以上の間隔で2回接種。ただし、初回2回目の接種は生後24月に至るまでに行うこととし、それを超えた場合は行わないこと（追加接種は実施可能）。

イ 追加接種は、生後12月に至った日以降に、初回接種終了後60日以上の間隔をおいて、1回接種すること。

ウ アおよびイの接種回数は、計3回までとする。

(3) 生後12月に至った日の翌日から生後24月に至るまでに接種開始する場合

60日以上の間隔をおいて2回までの接種とする。

(4) 生後24月に至った日の翌日から生後60月に至るまでに接種開始す

		る場合 1 回までの接種とする。 (5) (1)から(4)までのワクチンは、沈降20価肺炎球菌結合型ワクチン又は沈降15価肺炎球菌結合型ワクチンを使用し、接種量はそれぞれ毎回0.5ミリリットルとし、皮下接種又は筋肉内注射により行う。
ヒトパピローマウイルス感染症	12歳となる日の属する年度の初日から16歳となる日の属する年度の末日までの間にある女子 【キャッチアップ接種（経過措置）】 令和4年4月1日から令和7年3月31日までの間に少なくとも1回以上ヒトパピローマウイルス感染症の予防接種を受けた、平成9年4月2日から平成21年4月1日までの間に生まれた女子	(1) 組換え沈降2価ヒトパピローマウイルス様粒子ワクチンを使用する場合は、1月の間隔をおいて2回行った後、1回目の注射から6月の間隔をおいて1回行う。ただし、当該方法をとることができない場合は、1月以上の間隔をおいて2回行った後、1回目の注射から5月以上、かつ2回目の注射から2月半以上の間隔をおいて1回行う。接種量は毎回0.5ミリリットルとし、筋肉内注射する。 (2) 組換え沈降4価ヒトパピローマウイルス様粒子ワクチンを使用する場合は、2月の間隔をおいて2回行った後、1回目の注射から6月の間隔をおいて1回行う。ただし、当該方法をとることができない場合は、1月以上の間隔をおいて2回行った後、2回目の注射から3月以上の間隔をおいて1回行う。接種量は、毎回0.5ミリリッ

		トルとし、筋肉内注射する。 (3) 組換え沈降9価ヒトパピローマウイルス様粒子ワクチンを使用する場合は、以下のいずれかの方法（アに掲げる方法については、第1回目の接種時に12歳となる日の属する年度の初日から15歳に至るまでの間にある者に対して当該予防接種を行う場合に限る。）により行うものとする。接種量は、毎回0.5ミリリットルとし、筋肉内注射する。 ア 標準的な接種方法として、6月の間隔をおいて2回行うこと。ただし、当該方法をとることができない場合は、5月以上の間隔をおいて2回行うこと。 イ 標準的な接種方法として、2月の間隔をおいて2回行った後、1回目の注射から6月の間隔をおいて1回行うこと。ただし、当該方法をとることができない場合は、1月以上の間隔をおいて2回行った後、2回目の注射から3月以上の間隔をおいて1回行うこと。
水痘	生後12月から生後36月に至るまでの間にある者	乾燥弱毒生水痘ワクチンを使用し、生後12月から生後15月に達するまでの期間を標準的な接種期間として、1回目の接種を行い、2回目

		は、3月以上、標準的には6月から12月までの間隔をおいて接種するものとする。接種量は、毎回0.5ミリリットルとし、皮下に注射する。
B型肝炎	1歳に至るまでの間にある者	組換え沈降B型肝炎ワクチンを27日以上の間隔をおいて2回皮下に注射した後、第1回目の注射から139日以上の間隔をおいて1回皮下に注射するものとし、摂取量は、毎回0.25ミリリットルとする。
ロタウイルス感染症	(1) 1価 出生6週0日後から出生24週0日後までの間にある者 (2) 5価 出生6週0日後から出生32週0日後までの間にある者	経口弱毒生ヒトロタウイルスワクチンを27日以上の間隔をおいて2回経口投与するものとし、接種量は毎回1.5ミリリットルとするか、又は5価経口弱毒生ロタウイルスワクチンを27日以上の間隔をおいて3回経口投与するものとし、接種量は毎回2ミリリットルとする。
インフルエンザ	(1) 65歳以上の者 (2) 60歳以上65歳未満の者であって、心臓、じん臓又は呼吸器の機能に自己の身の辺の日常生活活動が極度に制限される程度の障がいをもつ者およびヒト免疫不全	インフルエンザHAワクチンを毎年度1回皮下に注射するものとし、接種量は0.5ミリリットルとする。

	ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障がい を有する者（身体障害者手帳1級相当の者）	
高齢者の肺炎球菌感染症	(1) 65歳の者 (2) 60歳以上65歳未満の者であって、心臓、じん臓又は呼吸器の機能に自己の身の日常生活活動が極度に制限される程度の障がい を有する者およびヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障がい を有する者（身体障害者手帳1級相当の者）	23価肺炎球菌莢膜ポリサッカライドワクチンを1回、筋肉内又は皮下に注射するものとし、接種量は、0.5ミリリットルとする。
新型コロナウイルス感染症	(1) 65歳以上の者 (2) 60歳以上65歳未満の者であって、心臓、じん臓又は呼吸器の機能に自己の身の日常生活	(1) コロナウイルス（SARS-CoV-2）RNAワクチン（令和3年2月14日に医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号。以下「医薬品医療機器

	活活動が極度に制限される程度の障がい を有する者およびヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障がい を有する者（身体障害者手帳１級相当の者）	等法」という。）第14条の承認を受けたものであって、SARS-CoV-2オミクロン株JN.1系統の株を抗原とするワクチンに限る。）を１回筋肉内に注射するものとし、接種量は、0.3ミリリットルとする方法 (2) コロナウイルス（SARS-CoV-2）RNAワクチン（令和3年5月21日に医薬品医療機器等法第14条の承認を受けたものであって、SARS-CoV-2オミクロン株JN.1系統の株を抗原とするワクチンに限る。）を１回筋肉内に注射するものとし、接種量は、0.5ミリリットルとする方法 (3) 組換えコロナウイルス（SARS-CoV-2）ワクチン（令和4年4月19日に医薬品医療機器等法第14条の承認を受けたものであって、SARS-CoV-2オミクロン株JN.1系統の株を抗原とするワクチンに限る。）を１回筋肉内に注射するものとし、接種量は、0.5ミリリットルとする方法 (4) コロナウイルス（SARS-CoV-2）RNAワクチン（令和5年8月2日に医薬品医療機器等
--	---	---

		法第14条の承認を受けたものであって、SARS-CoV-2 オミクロン株 JN. 1 系統の株を抗原とするワクチンに限る。) を1回筋肉内に注射するものとし、接種量は、0.6ミリリットルとする方法 (5) コロナウイルス (SARS-CoV-2) RNA ワクチン (令和5年11月28日に医薬品医療機器等法第14条の承認を受けたものであって、SARS-CoV-2 オミクロン株 JN. 1 系統の株を抗原とするワクチンに限る。) を1回筋肉内に注射するものとし、接種量は、0.5ミリリットルとする方法
帯状疱疹	(1) 65歳の者 (2) 60歳以上65歳未満の者であって、ヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障がいをする者 (身体障害者手帳1級相当の者)	(1) 乾燥弱毒生水痘ワクチンを皮下に注射するものとし、接種量は、0.5ミリリットルとする方法 (2) 乾燥組換え帯状疱疹ワクチンを2月以上の間隔をおいて2回筋肉内に注射するものとし、接種量は、毎回0.5ミリリットルとする方法 (医師が医学的知見に基づき必要と認める場合にあっては、当該ワクチンを1月以上の間隔をおいて2回筋肉内に注射するものとし、接種量は、毎回0.5ミリリットルとする方法)

2 予防接種を実施する期日等

(1) 期日

ア インフルエンザ

令和 7 年 10 月 1 日から令和 8 年 2 月 28 日までの間で各受託医療機関が定める実施日

イ 新型コロナウイルス感染症

令和 7 年 10 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの間で各受託医療機関が定める実施日
各受託医療機関が定める実施日

ウ ア、イ以外の予防接種

令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの間で各受託医療機関が定める実施日

(2) 場所

別表（省略）のとおり

3 予防接種の対象者から除かれる者

(1) 当該予防接種に相当する予防接種を受けたことのある者で当該予防接種を行う必要がないと認められる者

(2) 明らかな発熱を呈している者

(3) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者

(4) 当該疾病に係る予防接種の接種液の成分によって、アナフィラキシーを呈したことがあることが明らかな者

(5) 麻しんおよび風しんに係る予防接種にあつては、妊娠していることが明らかな者

(6) 結核に係る予防接種の対象者にあつては、結核その他の疾病の予防接種、外傷等によるケロイドの認められる者

(7) B 型肝炎に係る予防接種の対象者にあつては、HBs 抗原陽性の者の胎内又は産道において B 型肝炎ウイルスに感染したおそれのある者であつて、抗 HBs 人免疫グロブリンの投与に併せて組換え沈降 B 型肝炎ワクチンの投与を受けたことのある者

(8) ロタウイルス感染症に係る予防接種の対象者にあつては、腸重積症の既往歴のあることが明らかな者、先天性消化管障害を有する者（そ

の治療が完了した者を除く。)又は重症複合免疫不全症の所見が認められる者

(9) 高齢者の肺炎球菌感染症に係る予防接種の対象者にあつては、既に23価肺炎球菌莢膜ポリサッカライドワクチンを1回以上接種したことがある者

(10) その他予防接種を行うことが不適当な状態にある者

4 予防接種を受けるに際して医師と相談が必要な者

(1) 心臓血管系疾患、腎臓疾患、肝臓疾患、血液疾患、発育障害等の基礎疾患を有することが明らかな者

(2) 予防接種で接種後2日以内に発熱のみられた者、全身性発疹等アレルギーを疑う症状を呈したことがある者

(3) 過去にけいれんの既往のある者

(4) 過去に免疫不全の診断がなされている者および近親者に先天性免疫不全症の者がいる者

(5) 接種しようとする接種液の成分に対してアレルギーを呈するおそれのある者

(6) バイアルのゴム栓に乾燥天然ゴム(ラテックス)が含まれている製剤を使用する際の、ラテックス過敏症のある者

(7) 結核の予防接種にあつては、過去に結核患者との長期の接触がある者その他の結核感染の疑いのある者

(8) ロタウイルス感染症の予防接種にあつては、活動性胃腸疾患や下痢等の胃腸障害のある者

5 各予防接種における個別の留意事項

(1) 日本脳炎

ア 予防接種実施規則(昭和33年厚生省令第27号。以下「実施規則」という。)附則第2条の規定に基づく特例の対象者は、平成19年4月2日から平成21年10月1日までに生まれた者であつて、平成22年3月31日までに日本脳炎の第1期の予防接種が終了していない者(生後6月から90月まで、又は9歳以上13歳未満にある者)とする。

(ア) 実施規則附則第2条第1項関係

残り 2 回の日本脳炎の予防接種を行う場合は、乾燥細胞培養日本脳炎ワクチンにより、6 日以上の間隔をおいて 2 回接種する。

第 2 期接種は、第 1 期終了後 6 日以上の間隔をおくこと。

(イ) 実施規則附則第 2 条第 1 項関係

残り 1 回の日本脳炎の予防接種を行う場合は、乾燥細胞培養日本脳炎ワクチンにより、1 回接種すること。なお、既に接種済みの 2 回と今回の接種間隔については、6 日以上の間隔をおくこと。

(ウ) 実施規則附則第 2 条第 2 項関係

日本脳炎の予防接種は、乾燥細胞培養日本脳炎ワクチンにより、6 日以上、標準的には 6 日から 28 日までの間隔をおいて 2 回、追加接種については 2 回接種後 6 月以上、標準的にはおおむね 1 年を経過した時期に 1 回接種する。

イ 実施規則附則第 3 条の規定に基づく特例の対象者は、平成 7 年 4 月 2 日から平成 19 年 4 月 1 日までに生まれた者であって、20 歳未満にある者（平成 17 年 5 月 30 日の積極的勧奨の差し控えによって第 1 期又は第 2 期の接種が行われていない可能性がある者）とする。

(ア) 実施規則附則第 3 条第 1 項関係

残り 3 回の予防接種を行う場合（第 1 期の初回接種を 1 回受けた者）は、乾燥細胞培養日本脳炎ワクチンにより 6 日以上の間隔をおいて残り 2 回の第 1 期接種を行うこととし、第 2 期接種は、9 歳以上の者に対して、第 1 期終了後 6 日以上の間隔をおいて行う。

(イ) 実施規則附則第 3 条第 1 項関係

残り 2 回の予防接種を行う場合（第 1 期初回接種が終了した者）は、乾燥細胞培養日本脳炎ワクチンにより 6 日以上の間隔をおいて第 1 期追加接種を行うこととし、第 2 期接種は、9 歳以上の者に対して、第 1 期終了後 6 日以上の間隔をおいて行う。

(ウ) 実施規則附則第 3 条第 1 項関係

残り 1 回の予防接種を行う場合（第 1 期の予防接種が終了した者）は、乾燥細胞培養日本脳炎ワクチンにより第 2 期接種として、

9歳以上の者に対し、第1期終了後6日以上の間隔をおいて行う。

(エ) 実施規則附則第3条第2項から第5項まで関係

予防接種は、乾燥細胞培養日本脳炎ワクチンにより第1期の初回接種として6日以上、標準的には6日から28日までの間隔をおいて2回、追加接種については初回接種後6月以上、標準的にはおおむね1年を経過した時期に1回接種する。第2期接種は、9歳以上の者に対して第1期終了後、6日以上の間隔をおいて1回接種する。

(2) ヒトパピローマウイルス感染症

次に掲げる者については、ヒトパピローマウイルス感染症の予防接種後に広範な疼痛又は運動障害を中心とする多様な症状が発生する場合があるため、予診に当たっては、これらの者の接種について慎重な判断が行われるよう留意すること。

ア 外傷等を契機として、原因不明の疼痛が続いたことがある者

イ 他のワクチンを含めて以前にワクチンを接種した際に激しい疼痛や四肢のしびれが生じたことのある者

(3) 水痘

平成26年10月1日より前の接種の取扱い

ア 平成26年10月1日より前に、生後12月以降に3月以上の間隔をおいて、乾燥弱毒生水痘ワクチンを2回接種した生後12月から生後36月に至るまでの間にある者は、当該予防接種を定期接種として受けることはできない。

イ 平成26年10月1日より前に、生後12月以降に乾燥弱毒生水痘ワクチンを1回接種した者は、既に当該定期接種を1回受けたものとみなすこと。

ウ 平成26年10月1日より前に、生後12月以降に3月未満の期間内に2回以上乾燥弱毒生水痘ワクチンを接種した者は、既に当該定期接種を1回受けたものとみなすこと。この場合においては、生後12月以降の初めての接種から3月以上の間隔をおいて1回の接種を行うこと。

(4) ロタウイルス感染症

- ア 出生15週 0 日後以降の初回接種については安全性が確立されておらず、出生14週 6 日後までに初回接種を完了させることが望ましい。このため、定期接種の周知に当たっては、その旨を伝えること。
- イ 出生15週 0 日後以降に初回接種を行う場合、上記について十分に説明を行い、同意を得られた場合に接種すること。
- ウ ワクチン接種後に間欠的な啼泣や不機嫌、血便、嘔吐等腸重積症を疑う症状が被接種者にみられる場合は、速やかに医師の診察を受けさせるよう、接種時に保護者に対して説明すること。

(5) 帯状疱疹

令和 7 年 4 月 1 日から令和12年 3 月31日までの間は、65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳又は100歳となる日の属する年度の初日から当該年度の末日までの間にある者を加え、接種の対象者とする。

6 予防接種料金

- (1) ジフテリア、百日せき、急性灰白髄炎、破傷風、H i b 感染症、麻疹、風しん、日本脳炎、結核、小児の肺炎球菌感染症、ヒトパピローマウイルス感染症、水痘、B 型肝炎およびロタウイルス感染症の各定期の予防接種

無料

- (2) インフルエンザ、高齢者の肺炎球菌感染症、新型コロナウイルス感染症および帯状疱疹の各定期の予防接種

各医療機関が設定する接種料金から委託料を上限とした額を差し引いた額とする。ただし、生活保護法（昭和25年法律第144号）に基づく保護又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第30号）に基づく支援給付を受けている者は無料とする。